

有田川町都市計画マスタープラン 一部改定(案)に対するパブリック コメント(意見募集)実施

●都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。平成4年(1992年)の都市計画法改正により、市町村がその創意工夫のもとに「市町村のマスタープラン」を定めることとされ、地域の特性に配慮し、住民の意見を反映した都市計画ができるようになりました。

このマスタープランは、上位計画であり、有田川町のまちづくりの理念となる「有田川町長期総合計画」などを踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すものです。

●有田川町都市計画マスタープランの経過

有田川町では、旧吉備町時に平成16年(2004年)8月に「吉備都市計画マスタープラン」を策定し、市町村合併後、「第2次有田川町長期総合計画」などを踏まえ、令和5年(2023年)6月に「有田川町都市計画マスタープラン」の策定を行っています。

●都市計画マスタープランの一部改定の背景

このたび、国および県において南海トラフ地震に係る被害想定の見直しが実施されていることを受け、有田川町においても防災公園の位置を含め公園に付帯する防災機能を再検討することとしました。

社会的な背景や意見の多様性を踏まえた結果、当初の方針について一部見直しを行うこととし、現在定めている都市計画マスタープランと地域の実情や意向との整合を図ることとします。

今回の改定は、現行の都市計画マスタープランの方向性を変えるものではなく、現状の変化に伴い一部内容の変更を行うものです。

●意見提出期間／7月4日(金)～8月5日(火)

※郵送の場合は8月5日(火)消印有効

●応募資格／町内に在住・在勤・在学・事務所または事業所を有する方

●閲覧場所／建設課(吉備庁舎)・金屋庁舎1階ロビー・清水行政局建設環境室

※役場開庁日時に伴う。

※町ホームページでも公開します。

●提出方法／住所および氏名を明記の上、電子メール・郵送・FAX・

持参のいずれかの方法で提出してください。

●意見の取り扱い／提出された意見を整理し、後日、町の考えとともに町ホームページで公表します。公表の際、意見を提出された方の住所・氏名などは公開しません。また、個々の意見に対し、直接の回答はしません。

問 建設課(吉備庁舎)

有田川町 公式 SNS

有田川町の最新情報や魅力を SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)で発信しています。



X (旧 Twitter)
有田川町
@town_aridagawal



Facebook
有田川町役場
@AridagawaTown



Instagram
有田川町
@aridagawa_official